

2020年6月22日

高知県薬剤師会 会員保険薬局 御中

高知赤十字病院
薬剤部

院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコルの運用開始について

2020年7月1日より、当院におきまして疑義照会簡素化プロトコルを下記の運用で実施させていただきますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

1. 目的

保険薬局薬剤師からの院外処方せんに対する疑義照会は、外来患者の薬物治療において非常に重要です。しかしその疑義照会の内容は薬剤師が専門性を発揮すべき事例だけでなく、一包化や粉碎の可否など調剤上の形式的な変更に関する問い合わせが多く含まれています。そのため、医療機関と保険薬局の合意のもとに形式的な疑義照会を簡素化することで処方医および保険薬局薬剤師双方の業務負担軽減と、待ち時間短縮や電話回線の混雑緩和による患者サービス向上つながると考え、この運用を開始することとしました。

2. 疑義照会簡素化プロトコルの運用について

(1) 実施医療機関

日本赤十字社 高知赤十字病院

(2) 実施保険薬局

高知県薬剤師会を通じて合意した高知県薬剤師会会員の保険薬局

(3) 疑義照会簡素化プロトコルの内容について

別紙参照

3. 処方変更・調剤後の連絡

フィードバックを必要とした項目について処方変更し調剤した場合は、変更内容を記入した処方せんを下記のFAX番号に送信してください。また必要に応じてトレーシングレポートでの情報提供もお願いします。

薬剤部 FAX: 088-872-3995

(院外処方せんに記載してあるトレーシングレポートの送付先と同じ)

4. 運用に関する問い合わせ先

薬剤部 TEL: 088-822-1201(代表)

以上